

## 福島県防災会議原子力防災部会（書面開催）結果

No	委員名	意見	事務局対応
1	公益財団法人原子力安全研究協会 研究参与 片桐 裕実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P68 L24にある「次の事項について、事前の状況把握を行い、国と共有すると共に」を「次の事項について、事前の状況把握を行い、国と協議すると共に」変更すべきではないか？</li> <li>・ 施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始するのが施設敷地緊急事態認定段階であることから、このための準備活動は事前の警戒事態に至った時に行うべきものではないか？</li> </ul>	<p>○国の防災基本計画の表現を踏まえた改正としておりますが、県としても国まかせにせずに対応していきたいと考えています。</p> <p>○御指摘のとおり、施設敷地緊急事態における防護措置の準備活動は警戒事態に至った時に行うものであり、ここで示しているのは施設敷地緊急事態に至る前に事前に状況把握を行うべき項目として挙げているものとなります。</p>
		検討項目の中に、検討に当たって重要と考えられる「大規模地震災害による被災状況」、「一時滞在者への対応状況」、「学校関係への対応状況」、「国への支援要請内容」等を追記すべきではないか？	事前に状況把握等を行う項目の情報を把握するにあたっては、御指摘の項目を把握した前提でないと把握できないものであり、既に項目の中に含まれているものと認識しております。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P72 L6にある「次の事項について、事前の状況把握を行い、国と共有すると共に」を「次の事項について、事前の状況把握を行い、国と協議すると共に」変更すべきではないか？</li> <li>・ PAZ圏内住民の避難、UPZ圏内住民の屋内退避を開始するのが全面緊急事態認定段階であることから、このための準備活動は事前の施設敷地緊急事態に至った時に行うべきものではないか？</li> </ul>	<p>○国の防災基本計画の表現を踏まえた改正としておりますが、県としても国まかせにせずに対応していきたいと考えています。</p> <p>○御指摘のとおり、全面緊急事態における防護措置の準備活動は施設敷地緊急事態に至った時に行うものであり、ここで示しているのは全面緊急事態に至る前に事前に状況把握を行うべき項目として挙げているものとなります。</p>
		検討項目の中に、検討に当たって重要と考えられる「大規模地震災害による被災状況」、「UPZ圏内住民の自主避難行動状況」、「国への支援要請内容」等を追記すべきではないか？	事前に状況把握等を行う項目の情報を把握するにあたっては、御指摘の項目を把握した前提でないと把握できないものであり、既に項目の中に含まれているものと認識しております。

No	委員名	意見	事務局対応
		被災者支援班と国の被災者支援チームの連携した活動が不可欠であるため、活動項目として明記すべきでは無いか？	被災者支援チームの活動項目については、P156で被災地方公共団体と連携して活動していく旨の記載をしており、班の活動項目として明記しなくても良いと考えております。 なお、国の原子力災害対策マニュアルに記載されている原子力被災者生活支援チームの主な任務を考えると、県の災害対策本部体制における避難支援班、原子力班、警察班、健康衛生班、生産流通班等と多岐に渡り、どの程度の連携になるかが不透明なため、班活動に明記することは難しいと考えております。
		現地本部体制としては、現地に近いオフサイトセンターで対応していく事が望ましい活動要員（例えば、住民避難活動に係る実動組織の調整、緊急時モニタリング活動の企画調整機能、原子力災害医療活動等）及び県庁との緊急連絡要員等に特化すべきでは無いか？ 現状の副知事他の体制派遣に伴い、県庁での災害対策本部活動の戦力を削ぐことに繋がらないか。加えて、東電福島事故の際のように複合災害のような状況下で物理的に離れたオフサイトセンターに要員を派遣する事に伴う二次災害が発生するリスクが高まる可能性も大。	御意見として承ります。 現地本部体制については、原子力防災訓練を通じ役割について検討を重ねているところです。
		P112 L21にある「緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害拡大防止のための応急措置の実施方法を協議するものとする。」を「緊急事態応急対策の実施状況、原子力災害拡大防止のための応急措置の実施状況を確認しあうものとする。」に変更すべきでは無いか？	合同対策協議会では情報共有の場であるとともに原子力災害対策本部長の指示に基づく措置の具体的な手順・内容等を関係機関の間で調整する場でもあるため、現状の記載で問題ないと考えております。
		「機能班に現地本部要員を派遣し、発電所の状況把握、緊急事態モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握活動に従事されるものとする。」としているが、県災害対策本部に設置される住民避難等に係る活動を行う避難支援班の対応との重複が考えられ、職員の配置は問題では無いか？	避難支援班との対応の重複が考えられる点について御指摘のとおり。 ただし、市町村の情報を取得するにあたっては、一般災害においては県からリエゾンを派遣し、細かな要望をくみ取ることとしています。 原子力災害時にはOFCに各市町村の副首長及び現地本部職員が参集して活動を行うため、県現地本部要員はその参集している市町村から直接状況及び要望をくみ取ることができ、リエゾンとしての役割を担うことを考えております。

No	委員名	意見	事務局対応
		<p>「国が（OILに基づく）指示に当たり、国から事前に指示案を伝達された県の知事は、当該指示案について意見を述べるものとする。」としているが、「県は、屋内退避を求められているUPZ圏内の住民に配慮し、国に対して県としての地域住民の不安を踏まえた対応案を検討し国と協議する。」のように変更すべきでは無いか？</p>	<p>国の防災基本計画の表現を踏まえた記載としておりますが、県として国まかせにせずに対応していきたいと考えております。</p>
2	<p>国立大学法人福島大学 行政政策学類 教授 佐々木 康文</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策で、被ばくをさけるために、屋内退避の際に自宅において原則換気を行わないよう指示することについて、この対応は、自治体が開設する避難所・避難場所等に対しても同じことをお願いすると考えてよいでしょうか（被ばくを防ぐことを優先すれば、そうならざるを得ないと思われま。換気以外は、社会的距離を取り、マスクをする等、十分な感染対策をとった上でのことになると思われますが）</p>	<p>国の「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」では、自宅以外の避難所においては、密集を避け、極力分散して退避するとともに、放射性物質による被ばくを避ける観点から、扉や窓の開放等による換気は行わないことを基本とするが、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うよう努めることとされており、これが困難な場合はUPZ外の避難先へ避難することとされております。</p>
		<p>県災害対策本部事務局組織等の見直しについて、旧計画では総括班の副班長に原子力安全対策課主幹が兼務という形で含まれていましたが、新しい計画では削除されているようです。今回の改正は地域防災計画の一般災害対策編で改正された組織体制に合わせる修正ということで、それに合わせたと思われま。削除してよかったのかどうか、念のため確認させて頂きたいと思いま。新計画には、原子力安全対策課主幹が、総括班の班員として入っており、この位置づけの方が、実質的な意味があるということであれば、それで良いと思いま。</p>	<p>原子力安全対策課主幹については、総括班の副班長から総括班のユニットリーダーに変更されておりますが、原子力災害時に災害対策本部全体への方針・助言等を行う立場は変わっておりません。</p>
3	<p>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 量子生命・医学部門 放射線医学研究所 福島再生支援研究部 部長 中島 徹夫</p>	<p>私の理解では「原子力災害対策センター」は「オフサイトセンター」と考えていいものだと思います。地域防災計画上の記載は原子力災害対策センターの記載で良いと思いま。一方、計画上に名称を明示したことにより、例えば訓練の際の記載、表示等では原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の表記がないとまごつく場合もあるのではないかと感じました。実際には今回の訓練の資料もそうですがOFCとかオフサイトセンターと呼ぶことの方が多くなった次第です。</p>	<p>御意見のとおり略称を「原子力災害対策センター（オフサイトセンター）」にいたします。</p>

No	委員名	意見	事務局対応
4	いわき市 いわき市長 内田広之	<p>新旧対照表P.61及びP.157において「消防職員・消防団員の安全確保を図りながら～」と記載しているが、国の防災基本計画等には消防団員の対応について記載はないため、法令や計画等に基づく対応ではないと思われる。</p> <p>これまで原子力災害時における消防団員の活動は主に住民の避難誘導や広報であり、今回の追加事項は新規の対応事項となるため、当該計画に記載するならば、具体的な対応を示し関係機関の了承をとることが先決であり、当該計画に反映することは時期尚早と考える。</p> <p>また、同項目において市町村の対応についても明記されているが、具体的にどのような対応をとるべきか不明のため、早急に対応マニュアル等を示していただきたい。</p>	御意見のとおり消防団員の記載は削除いたします。
5	富岡町 富岡町長 山本 育男	<p>運搬中の事故に関する対応について、放射性物質が漏えいの可能性がある場合は、市町村の判断により消防団を参集しないことも可能か？（平成25年の消防庁見解では区域によって活動可否が示されていた）</p>	御意見のとおり消防団員の記載は削除いたします。
6	福島県市長会 会長 立谷 秀清	<p>核燃料物質等の運搬中の事故に関する対応に関して、 P156～核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策 （6）事故の通報を受けた県及び市町村は、（中略）国の指示に基づき事故現場周辺の住民等の安全を確保するために必要な措置を実施するものとする。 に対して、 P61～核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応 （4）県及び事故発生場所を管轄する市町村は、（中略）国の指示に基づき、又は独自の判断により事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講ずるものとする。 とあるが、核物質防護の観点から情報が制約される中で、市町村が独自に判断できる余地がどれほどあるのかが不明なため、必要性を伺いたい。</p>	P61の記載は原子力災害の事前対策として記載したもので、あらかじめ住民避難等一般的な災害対策と同様に計画を立てられるようにとして記載したものでしたが、御指摘のとおり、核物質防護の観点から情報が制約される中で、市町村が独自に判断できる余地がどれほどあるのかが不明であるため、「又は独自の判断により」の記載については削除いたします。
7	保健福祉部 部長 伊藤 剛	<p>新旧対照表P139 ウ 医療中継拠点における対応に「救援班」と記載されたままになっているので、「健康衛生班」に修正願います。</p>	御意見のとおり修正いたします。
8	災害対策課 課長 平野井 徹	<p>P20 （2） 住民相談窓口の整備について 住民相談窓口は、県災害対策本部と国の双方で設置すると貴課から回答がありましたが、県、国双方住民相談窓口の役割分担を明確にしておく必要があると思います。</p>	御意見として承ります。 国と調整を重ねてまいります。
		<p>P41 （表4）福島県災害対策本部事務局組織（原子力）について 原子力災害については、自然災害を起因とする確率が高いと思われ、複合災害にも対応できるように組織を整備することが必須と考える。宛て職として想定する職の方と調整を行った上で、原子力災害対応の組織を早急に検討願う。</p>	御意見として承ります。 関係機関と調整を重ねてまいります。
		<p>P57 （表5）現地本部組織表 原子力災害については、自然災害を起因とする確率が高いと思われ、複合災害にも対応できるように組織を整備することが必須と考える。宛て職として想定する職の方と調整を行った上で、原子力災害対応の組織を早急に検討願う。 おく必要があると思います。</p>	御意見として承ります。 関係機関と調整を重ねてまいります。

No	委員名	意見	事務局対応
		<p>P61 (1)周辺地域の住民等に対する指示の伝達と広報について  原子力行政に携わらない広報課長が、災害情報の発表や各種指示の伝達をマスコミ等に対し、一元的に実施することは困難であると思料する。  「災害対策本部においては、会見設定等マスコミとの調整を知事公室班が、災害情報の発表等は事務局次長又は原子力班長が行うものとする。また、現地本部においては、報道責任者は現地本部副本部長をもって充てるものとする。」としては、いかがか。</p>	<p>報道責任者（広報課長）の役割については、一般災害対策編における災害対策本部広報責任者と同様のものを想定しております。そのため、実際の発表等は原子力班長等が行うものと考えております。</p>
9	福島第一規制事務所	<p>標記の適正化について、「対策拠点施設」を「原子力災害対策センター」に修正している。福島県の緊急事態応急対策等拠点施設として、福島県南相馬原子力災害対策センター、福島県楡葉原子力災害対策センター及び福島県環境創造センター（代替オフサイトセンター：田村郡三春町）があり、「原子力災害対策センター」への修正では、福島県南相馬原子力災害対策センターと福島県楡葉原子力災害対策センターを対象とした記述と誤解を招くおそれがある。福島県南相馬原子力災害対策センター、福島県楡葉原子力災害対策センター及び福島県環境創造センターを対象とした記述では従来どおり「対策拠点施設」とし、福島県南相馬原子力災害対策センターと福島県楡葉原子力災害対策センターを対象とした記述では「原子力災害対策センター」とした方が適切と思料する。</p>	<p>御意見を踏まえ、略称を「原子力災害対策センター（オフサイトセンター）」にいたします。</p>